

abbvie

アッヴィ合同会社

医療機関等との関係の透明性に関する指針

2013年4月

2016年1月 改定

## 1. 透明性に関する当社の姿勢

アッヴィ合同会社(以下、当社)は、患者様・国民の生命・健康に関わる生命関連企業として、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、当社が行うあらゆる活動の透明性をこれまで以上に高め、社会からのさらなる高い信頼を得られることを目指し、ここに「医療機関等との関係の透明性に関する指針」を定め、当社における行動指針といたします。

## 2. 公開方法

当社のウェブサイト(www.abbvie.co.jp)を通じて公開します。

## 3. 公開時期

各年度分を翌年度に公開します。ただし、4.公開対象の「A. 研究費開発費等」についてはそれぞれ定める項目を公開しますが、2015年度までに締結された契約に基づく支払は「年間の総額」のみを公開する場合があります。

## 4. 公開対象

### A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、GCP 省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や、新薬開発の治験及び製造販売後臨床試験に関する費用が含まれ、また、GPSP 省令、GVP 省令などの公的規制のもと実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれます。

#### (1) 共同研究費

(臨床)(注 1)

提供先施設等の名称(注 3) ○○件○○円

(臨床以外)(注 2)

当社の年間の件数・総額、提供先施設等の名称

#### (2) 委託研究費

(臨床)

提供先施設等の名称 ○○件○○円

(臨床以外)

当社の年間の件数・総額、提供先施設等の名称

#### (3) 臨床試験費

提供先施設等の名称 ○○件○○円

#### (4) 製造販売後臨床試験費

提供先施設等の名称 ○○件○○円

#### (5) 副作用・感染症症例報告費

提供先施設等の名称 ○○件○○円

- (6) 製造販売後調査費 提供先施設等の名称 ○○件○○円  
 (7) その他の費用 年間の総額

(注 1) 臨床:第 I 相以降の臨床研究に関わる費用

(注 2) 臨床以外:第 I 相以降の臨床研究以外の費用

(注 3) 「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開。

## B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄付金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会等寄付金、学会等共催費。

- (1) 奨学寄附金 ○○大学○○教室:○○件○○円  
 (2) 一般寄附金 ○○大学(○○財団):○○件○○円  
 (3) 学会等寄附金 第○会○○学会(○○地方会・○○研究会):○○円  
 (4) 学会等共催費 第○会○○学会○○セミナー:○○円

## C. 原稿執筆料等

医学・薬学に関する情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等。

- (1) 講師謝金 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長):○○件○○円  
 (2) 原稿執筆料・監修費 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長):○○件○○円  
 (3) コンサルティング等業務委託費  
 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長):○○件○○円

## D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用等。

- (1) 講演会等会合費 年間の件数・総額  
 (2) 説明会費 年間の件数・総額  
 (3) 医学・薬学関連文献等提供費 年間の総額

## E. その他費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

- (1) 接遇等費用 年間の総額